

こんなときに損害賠償金・争訟費用等をお支払いします

■公開されている過去の地裁判決の事例から抜粋したものです。
 ※この保険の支払事例ではございません。また、保険金のお支払いは事故ごとに個別の判断が必要になるため、同様のケースでも保険金をお支払いできない場合があります。

<p>授業中に小学生が同級生にケガを負わされた事故で担当教諭に動静注視義務違反があるとして、担当教師とともに学校長が損害賠償を求められた。</p> <p>被告／校長、担任教諭 原告／生徒の両親</p>	<p>私立高校のラグビー部員の夏季合宿で熱中症で死亡した事故につき学校側の注意義務違反があるとして、損害賠償を求められた。</p> <p>被告／校長、部長（教諭） ラグビー部監督 原告／生徒の両親</p>
<p>中学校の水泳授業中に発生した水死事故において、不作為（心臓マッサージの不施用）が原因として、損害賠償を求められた。</p> <p>被告／校長、体育担当教諭 原告／生徒の両親</p>	<p>公立高校ボクシング部員である生徒が練習中に倒れ、死亡した事故につき、設置者である都道府県と監督者である顧問教諭に注意義務違反があるとして、損害賠償を求められた。</p> <p>被告／都道府県、顧問教諭 原告／生徒の両親</p>

保険金をお支払いしない主な場合

引受保険会社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の犯罪行為（過失犯を除きます。）
- ② 被保険者の故意または重過失による法令違反
- ③ 保険者が他人に損失を与えることを認識しながら行った行為
- ④ 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、労働争議または政治的もしくは社会的騒擾（じょう）
- ⑤ 地震、噴火、洪水または津波
- ⑥ 核物質の危険性または放射能汚染
- ⑦ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害
- ⑧ 他の被保険者からなされた損害賠償請求
- ⑨ 次のいずれかに該当するものの所有、使用または管理に起因する損害
航空機・自動車・施設外における船舶または車両 等
- ⑩ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた名誉毀（き）損・プライバシー侵害等の不当行為
- ⑪ 不実であることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた名誉毀（き）損・プライバシー侵害等の不当行為
- ⑫ 専門業務の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等していない間に被保険者が行った行為
- ⑬ 保険契約者、被保険者の双方に対してなされた損害賠償請

等

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。